

大阪府立鳳高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年1月30日制定

平成30年8月22日改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「人に心を開き、思いやりをもって接することができる生徒を育てる」を学校経営計画の中期的目標に置き、そのために人権教育推進委員会、教育相談委員会において、人権教育ならびに教育相談を中心とした特別支援教育に重点を置いて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、
教育相談委員長、人権教育推進委員長

(3) 役割

ア 未然防止

* いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

* いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

* いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

* いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

* いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

* 学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

* 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

* 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立鳳高等学校 いじめ防止年間計画				
	各学年	人権教育推進委員会	教育相談委員会	その他
4月	生徒、保護者への相談窓口周知 1年「高校生活支援カード」によって把握された生徒状況の集約 1年「人権アンケート」実施。	「人権アンケート」実施。いじめに関する項目集約。	生徒、保護者への相談窓口周知 第1回教育相談委員会	第1回いじめ防止対策委員会
5月	遠足 競技会		相談室だより発行① 相談室開室日時、臨床心理士来校日案内 第2回教育相談委員会	P T A総会にて学校いじめ防止基本方針説明
6月	保護者懇談	人権アンケート全体集約	職員「気になる生徒アンケート」実施、集約。 第3回教育相談委員会	授業アンケート実施

7月	「安心安全な学校生活アンケート」実施		相談室だより発行② 「安心安全な学校生活アンケート」実施 第4回教育相談委員会	第2回いじめ防止対策委員会
8月		文化祭企画内容について、人権尊重の観点から指導	第5回教育相談委員会	
9月	文化祭			
10月			第6回教育相談委員会	
11月	人権HR実施 保護者懇談	学年別人権HR企画	第7回教育相談委員会	
12月	「安心安全な学校生活アンケート」実施	人権映画鑑賞・講演	相談室だより発行③ 「安心安全な学校生活アンケート」実施 第8回教育相談委員会	授業アンケート実施 第3回いじめ防止対策委員会
1月			第9回教育相談委員会	
2月		冊子「人権と平和」（生徒文章）発行	相談室だより発行④	
3月	次年度への引き継ぎ		第10回教育相談委員会	第4回いじめ防止対策委員会

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ防止対策委員会を、年度当初ならびに各学期の終わりを目処に年4回（人権教育推進委員会、教育相談委員会会議と兼ねて行うこともある）開催し、取組みの進捗状況の確認ならびに検証・見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

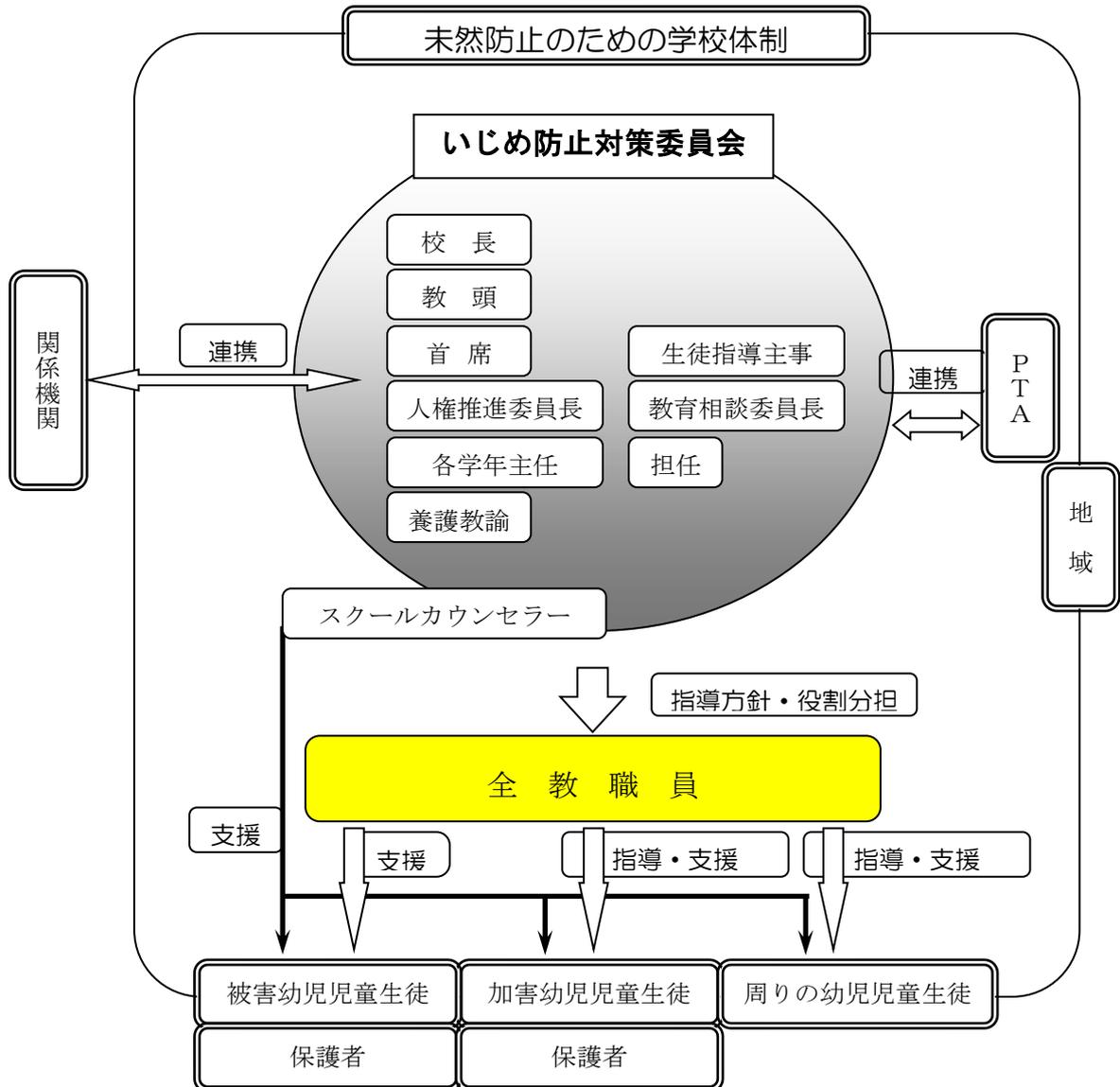
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

下図（体制）のように、いじめ防止対策委員会が中心となり、生徒が安心・安全に学校生活を送れるよう、いじめの未然防止のために全教職員がいじめに対する意識を向上させるとともに、生徒のしぐさ、表情、言動からいじめを見抜き、いじめを見逃さない感性を養う。また、日頃から保護者・地域・関係機関との連携を促進し、いじめの未然防止を推進していく。

(体制)



2 いじめ防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して学校経営計画における中期目標において「思いやりを持って接することのできる生徒を育てる」という項目を置くとともに、人権教育委員会、教育相談委員会を中心に情報の発信、共有化を行う。

また、生徒に対してはHRならびに集会等を利用し、いじめ防止に対する意識の向上を喚起する。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、校内においてはクラス単位、学年単位の行事を大切にし、互いを認め合う態度の育成に積極的に取り組む。また、自治会活動、部活動も奨励し、様々な場面において、仲間と行動を共にし、意思疎通を行いながら仲間を大切にする態度の育成に取り組む。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、自分を大切にする気持ちをしっかりと持ったうえで、他者を大切にする思いやりの気持ちの大切さを訴える。

また、授業がわからないというストレスからいじめが生まれる可能性に鑑み、よりわかりやすい授業づくりを進めるために年2回の授業アンケートに取り組む。その中で、教職員の不適切な認識や言動等の指導の在り方にも注意を払うため、アンケートに自由記述欄を設け、生徒からの幅広い訴えを汲みとれるよう工夫する。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、鳳高祭や競技会などの学校行事、野外活動などの学年行事、クラブ活動等を通じて、教職員が生徒の興味関心、個性をよく理解し、生徒が役割を果たし、活躍できる場を与える必要がある。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、生徒が集団の中で社会的役割を果たす機会を与える必要がある。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員間で自由に意見交換できる環境をつくり、教職員研修を通じて、適切な生徒への指導の在り方を学ぶ。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、学校行事、学年行事、クラブ活動、そして日々の授業という学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を与え、生徒の自己有用感・自己肯定感が高められるよう工夫する。また、生徒が家庭や地域の活動に周りの人々と協力し、参加することで家庭・地域の人々から認められ、生徒の自己有用感・自己肯定感を高めることができる。

(5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、身近で生徒自身が巻き込まれやすい事例で学ぶ。例えば携帯電話やスマートフォンのLINEやTwitterの利用上のトラブルについて学び、情報モラルの向上を図る取組みを行う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

教職員は、朝の学年打合せ等、適宜、日常的に生徒の動向に関する情報交換を密に行い、情報を共有する。いじめを未然に防止するためには、生徒が示す些細なしぐさ、表情、言動から個々の生徒の置かれた状況や精神状況を推し量り、危険信号として受け取る「教職員の気づき」が最も大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的にアンケートを実施する。入学当初には人権教育推進委員会からのアンケートにいじめの項目を盛り込むとともに、各学期には教育相談委員会から「安心安全な学校生活アンケート」を実施する。また、教職員に対しても気になる生徒の有無を確認するアンケートを実施する。毎週水曜日の昼休みに定期的な教育相談の場として、生徒相談室を開室する。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、日常的に保護者との連携を密にするとともに、6月と11月には保護者懇談期間を設け、生徒の状況把握をし、互いの情報交換を行う。また、必要に応じて保護者懇談を実施し、いじめの早期発見に努める。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、スクールカウンセラー（臨床心理士）の活用を図る。
- (4) 教育相談委員会では「相談室だより」を定期的に発行し、相談体制を広く周知する。また、教育相談委員会を定期的に開催し、情報の収集、発信、共有化を推進するとともに、いじめ防止対策委員会を開催し、諸体制が適切に機能しているかどうかなど、定期的に点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについては慎重を期し、周知の際にも必要最小限の内容にとどめるとともに、秘密の厳守を徹底する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、必要に応じて家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題としてつなげるとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第5章 その他

勉強や大学受験に関するストレス、人間関係のストレスが、他者へのねたみ、嫉妬、いじめにつながるないように、教育相談を充実させ、生徒、保護者、教員が一体となって、時にはSCや外部機関とも連携し、生徒のストレスを緩和し、生徒の自己有用感・自己肯定感が高められるよう工夫する。